

令和2年5月12日

青森県教育委員会第856回定例会

期 日 令和2年5月12日（火）
場 所 教育庁教育委員会室

会 議 次 第

- 1 開 会
- 2 報 告
 - 報告第1号 議案に対する意見について 1
 - 報告第2号 新型コロナウイルス感染防止対策に係る県立学校の対応について 2
- 3 議案
 - 議案第1号 令和2年度青森県教科用図書選定審議会委員の人事について 4
- 4 その他
 - 職員の懲戒処分の状況について 5
- 5 閉 会

報告第 1 号

議案に対する意見について

知事から意見を求められた下記議案について、緊急を要するため、青森県教育委員会の事務の委任等に関する規則第 4 条第 1 項の規定に基づき、教育長において臨時に代理し、原案に同意したので、ここに報告します。

記

- 1 令和 2 年度青森県一般会計補正予算（第 2 号）案（教育委員会所管分）

報告第2号

新型コロナウイルス感染防止対策に係る県立学校の対応について

1 4月20日から5月6日までの間の一斉臨時休業

- (1) 4月16日、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部において、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針が改定され、全都道府県が緊急事態措置の対象とされた。
- (2) 本県は、新型コロナウイルス感染症がまん延している状況にはないものの、児童生徒が公共交通機関やスクールバス等を利用して通学するなど、広域の移動が多いという高等学校、特別支援学校の特性に鑑み、児童生徒、保護者及び地域住民の不安解消を図り、適切な教育環境を整備することを目的に、学校保健安全法第20条の規定により、県立学校について、4月20日から5月6日までの間の一斉臨時休業の措置を講じることとした。
- (3) 臨時休業の実施に当たっては、県立学校の児童生徒が休業期間中も学校とのつながりを感じながら、安心して学び続けられる環境を確保するため、ICTを活用した家庭学習支援緊急対策事業の実施に要する経費を令和2年度補正予算（専決第1号）に計上し、民間事業者が提供する学習支援サービスを導入するとともに、ICT環境が整っていない家庭の児童生徒に対するICT機器の貸与を実施することとした。
- (4) また、各県立学校に対しては、休業期間中の対応として、登校日や登校時間を学年ごとに設定する分散登校の実施、登校しない日における児童生徒の学習状況の把握、個別の学習支援及び日々の健康観察等への対応として、ICTを活用した学習支援の実施、特別支援学校の児童生徒の受入れなどについて適切に対応するよう指示した。

2 休業期間終了後の対応

- (1) 県立学校については、休業期間終了後の5月7日から教育活動を再開することとし、4月30日付けで各県立学校宛て通知し、児童生徒、保護者等の不安の解消のため、次のとおり対応した。
 - ・ 県立学校における臨時休業の実施及び教育活動再開の考え方等について、教職員間で共通理解を図ること。
 - ・ 児童生徒及びその保護者に対しても、県立学校における臨時休業の実施及び教育活動再開の考え方等に係る文書並びに学校における新型コロナウイルス感染防止対策に関する具体的な取組内容に係る文書を配布し、丁寧に説明すること。また、5月7日の再開日においては、改めて、児童生徒に対して校長から放送で呼びかけを行うなどの方法により、児童生徒の不安の解消に努めること。

(2) 各学校では、教育活動再開後においても、感染防止のため、様々な工夫を凝らしながら教育活動を実施しているところであり、県教育委員会としても、児童生徒が安心して学校生活を送ることができるようにするため、健康福祉部とも連携しながら、引き続き、学校における新型コロナウイルス感染症対策に万全を期すよう対処することとしている。

議案第 1 号

令和 2 年度青森県教科用図書選定審議会委員 の人事について

令和 2 年度青森県教科用図書選定審議会委員の人事を次のとおり行う。

審議会委員名は、
教科書採択の公正
確保のため、採択
事務終了後（9月
1日）に学校教育
課ホームページで
公表する予定です。

青森県教科用図書選定審議会委員に任命する
任期は令和 2 年 5 月 1 2 日から令和 2 年 8 月 3 1 日までとする

令和 2 年 5 月 1 2 日

青森県教育委員会

[その他]

職員の懲戒処分の状況について 令和2年5月（4月1日～4月30日分）

青森県教育委員会

事案1 ①被処分者 三八地域八戸市の小学校 教諭（29歳 男性）

②事件の概要等 体罰

- ・ 令和元年9月4日（水）午前9時30分頃から午後0時頃、授業中に児童1名を長時間立たせたほか、同日午後0時45分頃から午後0時50分頃、教室を出てトイレにいた当該児童を教室へ連れ戻す際、腕を強く引っ張る等して負傷させたもの。
- ・ 負傷の程度は、左手裂創、左腋窩打撲等により通院加療約1週間。

③処分内容 戒告

④処分年月日 令和2年4月14日

参 考 資 料

第 8 5 6 回定例会（令和 2 年 5 月）

- 報告第 1 号
議案に対する意見について P 1
- 報告第 2 号
新型コロナウイルス感染防止対策に係る県立学校の対応について P 2 ~ 10
- 議案第 1 号
令和 2 年度青森県教科用図書選定審議会委員の人事について P 11

令和2年度5月補正予算の概要について（教育委員会所管分）

5月補正予算額	218,093千円
現計予算額	129,322,514千円
補正後の予算額	129,540,607千円

◎計上の主なもの

教育行政費	182,151千円
○奨学のための給付金事業費	27,962千円
新型コロナウイルス感染症等の影響を受けて家計が急変した世帯の授業料以外の教育費負担を軽減するため、県立学校等に在学する生徒の保護者等に対し、奨学のための給付金を給付するのに要する経費の増額補正	
○県立学校等感染症対策資材整備事業費	154,189千円
県立学校等における感染症予防対策の徹底を図るための消毒作業用資材等の整備に要する経費の増額補正	
教育振興費	4,771千円
特別支援学校費	23,643千円
○県立学校情報教育推進事業費	28,414千円
県立学校におけるICT活用による教育の充実を図るため、PC端末を整備するのに要する経費の増額補正	
文化財保護費	4,003千円
○文化施設感染症防止等対策強化事業費	4,003千円
県立郷土館及び三内丸山遺跡センターにおける感染症予防対策の徹底を図るための消毒作業用資材等の整備に要する経費の増額補正	
図書館費	2,051千円
○県立図書館読書活動緊急支援事業費	2,051千円
学校の一斉臨時休業中において、放課後児童クラブ等に対して県立図書館が所蔵する図書の貸出しを行うこと等に要する経費の増額補正	

青教ス第 101 号
令和 2 年 4 月 17 日

各県立学校長 殿

教 育 長
(公印省略)

県立学校における新型コロナウイルス感染症に対応した
一斉臨時休業について (通知)

標記のことについて、4月16日、政府の新型インフルエンザ等対策本部において、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針が改定され、全都道府県が緊急事態措置の対象とされました。

本県は、新型コロナウイルス感染症が蔓延している状況にはないものの、児童生徒が公共交通機関やスクールバス等を利用して通学するなど、広域の移動が多いという高等学校、特別支援学校の特性に鑑み、児童生徒が安心して登校できるような環境を整備するという観点から、学校保健安全法第20条の規定により、県立学校について、4月20日から5月6日までの間の一斉臨時休業の措置を講じることとしましたのでお知らせします。

また、休業期間中の対応等については、別紙のとおりとなりますので、各学校の校長におかれては、本通知の内容について教職員等に周知の上、適切に対応して下さるようお願いします。

なお、臨時休業終了後の教育活動再開の際には、児童生徒が安心して学校に登校できるようにするための対応をお願いする予定ですが、その内容等については、別途連絡します。

【担当】

- 学習指導・学校行事・生徒の指導等に関すること
学校教育課 高等学校指導グループ TEL 017-734-9883 (直通)
学校教育課 特別支援教育推進室 TEL 017-734-9882 (直通)
- 保健管理等に関すること
スポーツ健康課 体育・健康グループ TEL 017-734-9907 (直通)
- 教職員の勤務等サービスに関すること
教職員課 人事制度グループ TEL 017-734-9892 (直通)
- 放課後子ども教室に関すること
生涯学習課 地域連携推進グループ TEL 017-734-9890 (直通)

別紙

県立学校における新型コロナウイルス感染症対策のための一斉臨時休業
期間中の対応について

【学校教育課関係】

1 児童生徒の学習等の支援について

- (1) 学習プリントを配布したり、授業で使用している教材の学習箇所を指定したりするなど、児童生徒が適切に家庭学習に取り組むことができるよう指示すること。
- (2) 例えば、登校日や登校時間を学年ごとに設定する分散登校を行い、家庭学習の状況について確認して必要に応じて指導したり、児童生徒の心身の健康状況を確認したりするなど、児童生徒に必要な指導や支援を行うこと。

【参考】

①分散登校による指導内容の例

- ・学習の状況の確認、新たな学習課題の提示
- ・生徒の家庭学習の状況に応じた学習支援
- ・生徒の心身の健康状態の確認
- ・臨時休業期間中の生活上の注意
- ・その他連絡及び指示等

②分散登校を実施する際の留意点

- ・ホームルームや学年等で実施日時を分けるなど、できるだけ多くの生徒が同時に登校することがないようにすること
- ・換気、手洗いの推奨、咳エチケットの徹底、風邪症状のある児童生徒は登校させないなど、十分に感染防止対策を講じること
- ・指導が長時間にわたらないこと
- ・公共交通機関が混雑しないよう、登校時間に配慮すること
- ・臨時休業期間中であることから、出席しなければならない日数には当たらないこと

- (3) 登校しない日における児童生徒の学習状況の把握、個別の学習支援及び日々の健康観察等への対応として、ICTを活用した学習支援について検討し、できることから実施すること。（実施に当たっては、学校教育課から4月16日に送付した情報提供等を参考にすること。）

2 幼児児童生徒との連絡体制の確立について

今後の連絡事項等が幼児児童生徒に確実に伝わるよう、学校ホームページを活用するなど、連絡体制を確立し、幼児児童生徒及び保護者に周知する。

3 県立特別支援学校における臨時休業について

特別支援学校に在籍する障害のある幼児児童生徒には、自宅等で一人で過ごす

ことができない場合も考えられることから、各特別支援学校長は、福祉サービスの人員確保や幼児児童生徒の居場所が確保できない場合は、多くの幼児児童生徒が同じ場所に長時間集まることのないよう必要な対策を行った上で登校させる等の特段の配慮を行うこと。

(上記の措置をとる場合の留意事項)

- ・今般の臨時休業措置が感染拡大を予防することを目的としていることを踏まえ、登下校時刻、活動内容等について各校が適切に定めること。
- ・給食は実施しないが、家庭からの弁当等の持参については各校の判断とする。
- ・スクールバスの利用希望がある場合は、運行する。
- ・登校時、校舎に入る前（スクールバス利用者については乗車前）に検温し、発熱がある場合は登校を認めない。
- ・登校した幼児児童生徒は、登校者名簿等で管理すること。
- ・特別支援学校の寄宿舎については、基本的には学校に準じて休業するものと考えられるが、保護者が迎えに来られない場合等、個別の状況に応じて柔軟に対応すること。

【スポーツ健康課関係】

1 児童生徒及び教職員の健康状態の把握について

休業中においても、児童生徒の健康状態の把握に努めるものとする。

以下のような場合は、学校へ連絡するよう児童生徒に周知すること。

(学校へ連絡をする要件(例))

- ①37.5℃以上の発熱がある。
 - ②4日以上続く呼吸器症状がある。
 - ③強い倦怠感がある。
 - ④濃厚接触者として特定された → 報告を受けたら、速やかに設置者に報告
 - ⑤(児童生徒本人が)新型コロナウイルス感染症の感染が判明した
- また、上記の内容については、感染症システムに入力すること。
②については、児童生徒より連絡があった日のみシステムに入力すること。

2 部活動について

部活動については、臨時休業期間中自粛すること。

3 学校の校庭や体育館の開放について

児童生徒の運動する機会を確保するために学校の校庭や体育館を開放する場合には、以下の留意事項を参考に感染防止のための措置を講じた上で、各学校長の判断により計画的に実施すること。

(留意事項)

- (1) 学校の教育計画に位置付けること(各学校において、開放日、時間、場所等

について計画を作成する)。また、教師の監督指導の下に行われること。

※ 以上のことが行われない単なる学校開放の場合、事故・けが等が発生した際に、日本スポーツ振興センター災害共済給付の支給対象外となる。

- (2) 一度に、大人数が集まって人が密集する運動とならないよう配慮すること。
- (3) 屋内である体育館の開放については、ドアを広く開ける等、こまめな換気を心がけること、生徒が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）について消毒液を使用して清掃することなどに留意すること。

【教職員課関係】

教職員の服務について

一斉臨時休業期間中における教職員の服務については、令和2年4月17日付け青教員第66号教育長通知「新型コロナウイルス感染症対策のための一斉臨時休業期間中の教職員の服務について」により、適切に対応すること。

ICTを活用した家庭学習支援緊急対策事業

(事業費：85,239千円)

現状と課題

現状

- 国において、新型コロナウイルス緊急事態宣言の区域を全都道府県に拡大。
- 県立学校について、広域の移動が多い特性に鑑み、児童生徒、保護者及び地域住民の不安の解消を図るため、学校保健安全法第20条に基づく一斉臨時休業を実施。

課題

- 3月の一斉臨時休業を踏まえ、学習状況の把握、個別の学習支援、日々の健康観察等の対応が求められている。
- これまでの休業等による未指導内容を補いながら、児童生徒の学びを保障することが必要。
- 発熱や咳など新型コロナウイルスの感染が疑われる症状がある児童生徒や、基礎疾患があるなどの理由により登校できない児童生徒については、出席停止の措置がとられており、これら児童生徒への学びの保障が必要。

事業内容

目的

休業に際して、子どもたちの学びを保障できるよう、学校における分散登校等の対面での指導と合わせて、ICTを活用し家庭等でも学び続けられる環境を整える。

事業概要

- 【取組1】学習支援サービスの導入 (49,176千円)
 - ・教員の授業動画や民間事業者が提供する学習教材(映像コンテンツや課題等)により、家庭での学びを続けられるよう、全県立学校において、民間事業者が提供する学習支援サービスを導入する。

アプリケーションの機能例

- ・ 教員が保存した動画を生徒が視聴する。(教員側で生徒の視聴状況も確認する)
- ・ 教員が保存した教材のファイルを、生徒が受け取る。
- ・ アンケート機能を活用して、生徒の状況(体温等)を確認する。
- ・ 業者が配信している学習動画を生徒が視聴する。
- ・ 業者作成のドリルや模擬試験問題等に生徒が取り組む。

- 【取組2】家庭学習のためのLTE通信環境の確保 (36,063千円)

・通信環境が整っていない家庭の県立学校児童生徒が、学校休業時においても学びを続けられるよう、家庭で使用できる端末を貸与する。

事業成果

全ての生徒が、休業期間中も含めて学校とのつながりを感じながら、安心して学びを続けられる環境を確保できる。

＜学校からの学習支援＞
教員が作成した授業動画、課題、教材により家庭学習に取り組むことができる。

＜個別の学習支援＞

分らないことやより深めたい学習内容について、学習動画コンテンツやWebテストを活用することで個々の能力や理解度に即して進められる。

＜学習状況の把握＞

学習動画や課題の進捗の把握、各クラスごとの学習課題の配付・回収・集計を適時確認し、必要な指導や支援ができる。

＜教育相談や健康観察＞

アンケート機能を活用することで、保護者からの相談対応、健康観察等の家庭支援ができる。



青教ス第 131 号
令和 2 年 4 月 30 日

各県立学校長 殿

教 育 長
(公印省略)

県立学校の一斉臨時休業後における教育活動の実施について（通知）

県教育委員会では、4月16日に、政府の新型インフルエンザ等対策本部において、全都道府県が緊急事態措置の対象とされたことを踏まえ、児童生徒が安心して登校できるような環境を整備するという観点から、県立学校について、学校保健安全法第20条の規定により4月20日から5月6日までの間の一斉臨時休業の措置を講じることとし、「県立学校における新型コロナウイルス感染症に対応した一斉臨時休業について」（令和2年4月17日付け青教ス第101号）で通知したところです。

については、臨時休業期間終了後の5月7日（木）からの教育活動の再開に当たり、各学校においては、下記の事項に留意の上適切に対応して下さるようお願いいたします。

なお、今後、県内において、感染者が急激に増えた場合、児童生徒等又は教職員の感染が判明した場合、感染ルートが明らかでない感染者が増えた場合には、県健康福祉部と当該感染者の症状の有無、接触者の多寡、地域における感染拡大の状況、感染経路の明否等を確認しつつ、これらの点を総合的に考慮し、臨時休業の必要性について判断することとしており、臨時休業を延長する場合もあり得ることに留意願います。

記

- 1 学習指導、学校行事、保健管理等の取扱いについては、一斉臨時休業実施前と同様であり、「令和2年度における小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等について」（令和2年3月26日付け青教育第2324号）等に基づき、感染症対策を講じた上で実施すること。
また、学校内外での感染防止のため、登下校時における公共交通機関の混雑の緩和にも留意すること。
- 2 児童生徒に対して、公共交通機関利用時における対応等を含め、感染防止に係る指導を十分行うこと。
- 3 保護者から、感染が心配で登校させたくないと言われた場合の取扱いについては、「令和2年度における県立学校の教育活動再開に向けた対応について」（令和2年4月3日付け青教ス第26号）により、児童生徒に不利益が生じないよう対応すること。
- 4 教育活動の再開に向けて、県立学校における臨時休業の実施及び教育活動再開の考え方等について、別紙1により、教職員間で共通理解を図ること。

5 児童生徒及びその保護者に対しても、県立学校における臨時休業の実施及び教育活動再開の考え方等をまとめた別紙2を配布し丁寧に説明すること。その際、学校における新型コロナウイルス感染防止対策に関する具体的な取組内容についても文書にまとめて配布し、説明すること。

また、5月7日の再開日においては、改めて、児童生徒に対して校長から放送で呼びかけを行うなどの方法により、児童生徒の不安の解消に努めること。

6 学校における教育活動の実施、新型コロナウイルス感染症対策等については、PTAと情報共有するとともに、連携を図りながら対応すること。

【担当】

- 学習指導・学校行事・生徒の指導等に関すること
 - 学校教育課 高等学校指導グループ TEL 017-734-9883 (直通)
 - 学校教育課 特別支援教育推進室 TEL 017-734-9882 (直通)
- 保健管理等に関すること
 - スポーツ健康課 体育・健康グループ TEL017-734-9907 (直通)
- 教職員の勤務等サービスに関すること
 - 教職員課 人事制度グループ TEL 017-734-9892 (直通)
- 放課後子ども教室に関すること
 - 生涯学習課 地域連携推進グループ TEL 017-734-9890 (直通)

教職員のみなさんへ

新型コロナウイルス感染症をめぐり、県立学校における臨時休業の実施及び教育活動再開の考え方等についてご説明します。

まず、国が、新型コロナウイルス感染症の対策について医学的な見地から助言等を行うために開催する「新型コロナウイルス感染症対策専門家会議」において、新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言がなされており、4月1日の提言には、

- 現時点の知見では、子どもは地域において感染拡大の役割を果たしていないと考えられている
 - 直近1週間の新規感染者等の人数がその1週間前と比較して大幅に増加している『感染拡大警戒地域』において想定される対応として、その地域の学校の一斉休業も選択肢として検討すべきである
- 旨記載されております。

文部科学省から示されている「臨時休業の実施に関するガイドライン」についても、専門家会議の提言を踏まえた内容となっております。

- 地域内に感染者が判明した場合であっても、地域における感染経路がすべて判明していて、学校関係者とは接点が少ない場合などには、学校の臨時休業を実施する必要性は低い
- とされております。

また、「感染確認地域」における学校の臨時休業について、「新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等に関するQ&A（4月23日時点）」の問57において、専門家会議の提言の内容を踏まえ、

- 50人以上が集まることを理由に臨時休業を実施いただく必要はない
- とされています。

これらの提言、ガイドラインの内容を踏まえ、県教育委員会では、県立学校について春季休業期間終了後から学校における教育活動を再開しました。

しかしながら、令和2年4月16日、政府の新型インフルエンザ等対策本部において、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針が改定され、全都道府県が緊急事態措置の対象とされました。本県は、新型コロナウイルス感染症がまん延している状況にはないものの、児童生徒、保護者及び地域住民の不安解消を図り、適切な教育環境を整備することを目的に、学校保健安全法第20条の規定により、県立学校について、4月20日から5月6日までの間の一斉臨時休業の措置を講じております。

その後も、都道府県によっては感染が拡大している状況も見られますが、現在の本県の感染状況等を踏まえ、県立学校において休業期間終了後の5月7日（木）から教育活動を再開することについては、有識者会議の提言及び文部科学省のガイドラインの考え方にも沿ったものだということについてご理解願います。

ただし、学校において感染防止対策に万全を期す必要があることについては変わりありませんので、各学校で実施している対策及び児童生徒・保護者への丁寧な説明について引き続きご協力くださるようお願いいたします。また、児童生徒に対しても、咳エチケットの徹底、こまめな手洗いの励行など、一人一人の予防に向けた行動が大切であることについて、ご指導くださるよう併せてお願いいたします。

なお、今後、県内において、感染者が急激に増えた場合などには、県健康福祉部と当該感染者の症状の有無等を確認しつつ、臨時休業の必要性について判断することとしており、臨時休業を延長する場合もあり得ることに留意願います。

令和2年4月30日
青森県教育委員会

児童生徒・保護者のみなさんへ

新型コロナウイルス感染症をめぐる県立学校の臨時休業及び学校再開についてご説明します。

1 臨時休業について

令和2年4月16日、政府の新型インフルエンザ等対策本部において、全都道府県が緊急事態措置の対象とされました。本県は、新型コロナウイルス感染症がまん延している状況にはないものの、児童生徒、保護者及び地域住民の不安解消を図り、適切な教育環境を整備することを目的に、学校保健安全法第20条により、県立学校について4月20日から5月6日までの間の一斉臨時休業としました。

2 学校の再開について

国の「新型コロナウイルス感染症対策専門家会議」における新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言（4月1日の提言）より

- 現時点の知見では、子どもは地域において感染拡大の役割を果たしていないと考えられている
- 直近1週間の新規感染者等の人数がその1週間前と比較して大幅に増加している『感染拡大警戒地域』において想定される対応として、その地域の学校の一斉休業も選択肢として検討すべきである

文部科学省から示されている「臨時休業の実施に関するガイドライン」より

- 地域内に感染者が判明した場合であっても、地域における感染経路がすべて判明していて、学校関係者とは接点が少ない場合などには、学校の臨時休業を実施する必要性は低いとされております。

これらのことから、現在の本県の感染状況等を踏まえると、現段階では県立学校において臨時休業の延長を要する状況にはないと考えており、休業期間終了後の5月7日（木）から教育活動を再開することとしました。

3 学校再開に向けた学習や生活全般等について

(1) 学習等について

- ① 学校から配布されたプリントや教材の学習箇所の指示のほか、ICTを活用した学習支援アプリを利用できることや、端末のない方にはスマホの貸与を進めています。
- ② 特別支援学校については、生徒の状況に応じた受け入れを行っています。

(2) 生活全般について

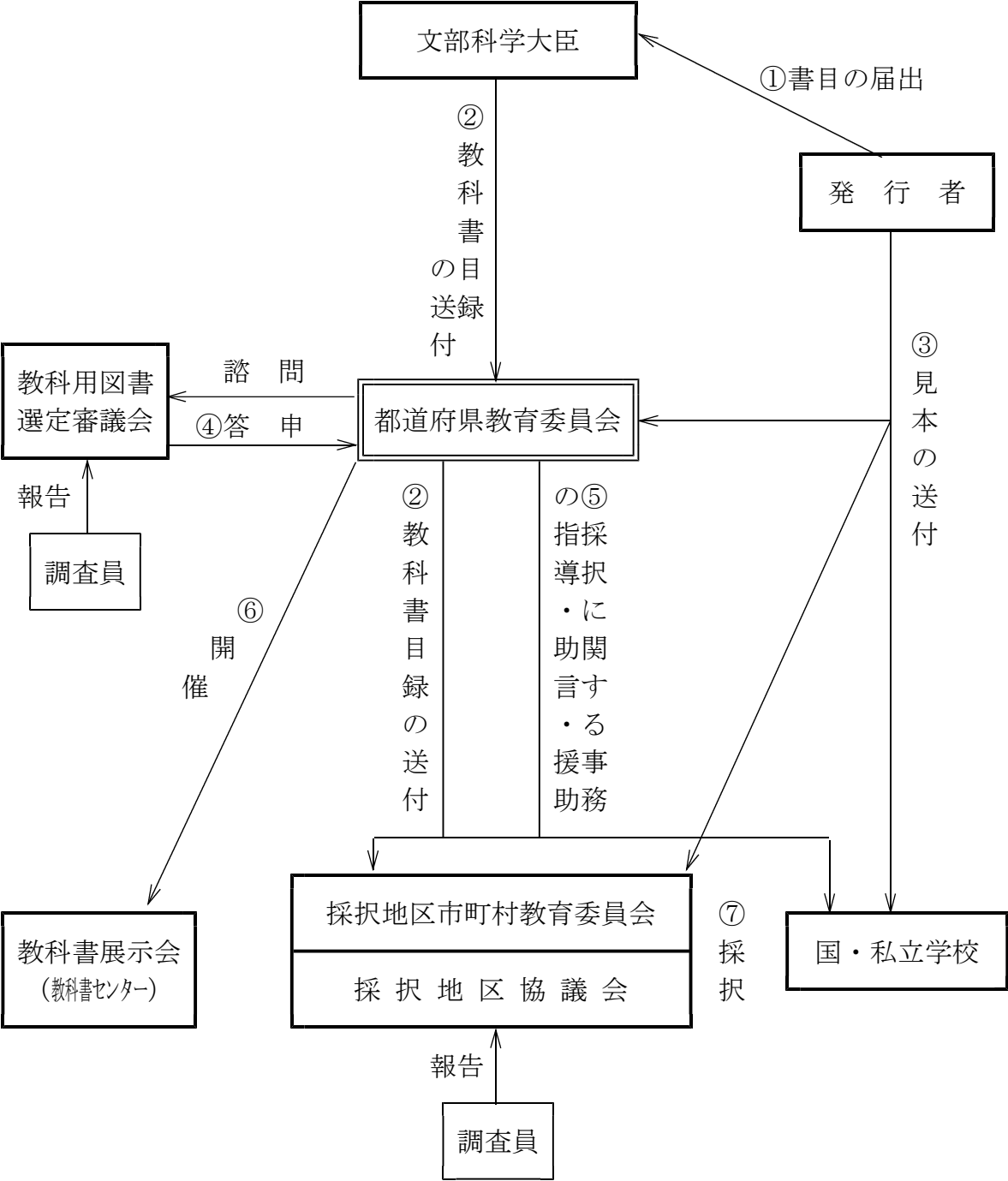
- ① 不要不急の外出や大型連休中の県境を越えての移動の自粛をお願いします。
- ② 手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策の徹底をお願いします。
- ③ いわゆる「三つの密」を避ける行動をお願いします。
- ④ 学校再開に備え、起床就寝時間、家庭学習、散歩や自宅内での体操等の適度な運動など、基本的な生活リズムを崩さないよう心掛けてください。
- ⑤ インターネット利用時のルールやマナーを守り、ネットトラブルなどにより被害者、加害者となることのないよう十分注意してください。
- ⑥ 休業期間中の生活や学校再開に関すること、感染症に起因する差別や偏見などについて不安や悩みがある場合は、学校、県教育委員会、「24時間子供SOSダイヤル(017-734-9188)」にご相談ください。

4 その他

なお、今後、県内において、感染者が急激に増えた場合などには、県健康福祉部と当該感染者の症状の有無等を確認しつつ、臨時休業の必要性について判断することとしており、臨時休業を延長する場合もあり得ることを申し添えます。

令和2年4月30日
青森県教育委員会

義務教育諸学校用教科書の採択の仕組み



<主な根拠法令>
 ○採択の権限 … 地教行法第21条第6号
 ○採択方法等 … 無償措置法第10条、第11条、第13条～第17条
 採択時期 … 無償措置法施行令第7条～第10条、第14条、第15条
 … 発行法第4条、第5条、第6条

